

起業の促進とベンチャー育成

〈今後の方針〉

- ◇新産業創造戦略の策定・推進
- ◇16年度までに大学発ベンチャー1,000社創出
- ◇18年度までに年間創業・開業数を倍増

これまでの対応

- ・最低資本金規制の特例措置の導入(15.2)
 - －中小企業挑戦支援法の施行
- ・エンジェル税制の拡充(15年度)
 - －投資時点で減税の恩恵を受けられるように改正
- ・ITベンチャー支援策の実施
 - －優れた案件の事業化支援、IPA(情報処理推進機構)による中小ITベンチャー企業に対する債務保証の提供 等
- ・起業挑戦支援無担保貸出制度の創設(14.11)
 - －新規性の高い事業に取り組む中小企業に対する無担保融資制度(上限3千万円)

これまでの成果

- ・最低資本金規制の特例措置による起業の創出
 - －申請12,367件、会社設立9,408件(16.2.27現在)
 - －増資を行って本特例制度を卒業した企業は311社
- ・大学発ベンチャー1,000社計画の着実な進展
 - －12.8末128社→15.8末614社
- ・創業・ベンチャーファンドへの支援(投資先企業約570社)
 - －30ファンド、総額約475億円、23社が株式公開済

今後の対応

〈16年度〉

- ・新産業創造戦略の策定
 - －世界に通用する先進産業、雇用を支えるサービス産業及び地域再生に貢献する新産業の創出を図る
- ・破産法・民事再生法を改正し企業経営者の再起を支援
(今通常国会法案提出済)
- ・個人保証(根保証の限度額設定等)、不動産担保主義の見直し(動産担保金融に向けた環境整備)
(ともに平成16年度中に関係法案提出予定)

・エンジェル税制の拡充

- －証券会社や投資ファンドという民間の目利きを活用することにより、対象となるベンチャー企業の範囲を拡大する 等

・新創業融資制度の拡充

- －国民生活金融公庫の貸付限度額:550万円→750万円

・個人保証を要求しない融資制度を創設予定

- (中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)

〈17年度以降〉

・「会社法制の現代化」に伴う商法等の改正

(17年を目途に法案提出予定)

- －最低資本金規制の見直し(下限額の引き下げ又は撤廃の方向)

- －LLC(「有限責任の人的法人制度」)の早期創設に向けた検討

不良債権問題の終結 強固な金融システムの構築

＜今後の方針＞

- ◇16年度における不良債権問題の終結
- ◇金融機関の自己資本の強化
- ◇中小・地域金融機関の機能強化

これまでの対応

・金融再生プログラムの推進等

- －不良債権処理の推進
- －金融機関の自己資本の強化
新たな公的資金制度や銀行の自己資本のあり方について、金融審議会における検討結果や経過報告を公表

・リレーションシップバンキングの機能強化

- －中小・地域金融機関が「機能強化計画」を策定
- －金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂

これまでの成果

・不良債権処理の進展

- －主要行の不良債権比率の低下 (14.3月期 8.4% → 15.9月期 6.5%)

・リレーションシップバンキングの機能強化 (15.9月期)

- －要注意先債権等の健全債権化
経営改善支援先の債務者区分向上 27,300先中2,209先(8.1%)
- －早期事業再生に向けた積極的取組

企業再生ファンドの組成・出資	12件	51億円
デット・エクイティ・スワップ	12件	117億円
DIPファイナンスの実施	66件	190億円
- －新しい中小企業金融への取組強化
地域銀行の約5割がスコアリング(信用格付)モデルを活用 他

今後の対応

＜16年度＞

・金融再生プログラムの推進等

- －不良債権問題の終結
16年度に主要行の不良債権比率を半減させ、不良債権問題を終結。
金融仲介機能の回復を図り、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にする
- －金融機関の自己資本の強化
金融機能の強化のための新たな公的資金制度の創設
(今通常国会法案提出済)
その他、金融機関の自己資本強化のための施策について、更に引き続き検討

・リレーションシップバンキングの機能強化

- －「機能強化計画」に基づく中小・地域金融機関の取組をフォローアップ
(実績や施策の進捗状況を半期毎にとりまとめて公表)
- －中小・地域金融機関の中小企業金融の再生や健全性確保・収益性向上等に向けた取組を継続的に促進

＜17年度以降＞

- ・上記のうち残された対応を進める

産業再生・中小企業再生支援

＜今後の方針＞

- ◇産業再生機構等の一層の活用を促進
- ◇地域の中小企業の再生支援の迅速かつ的確な実施

これまでの対応

- ・産業再生機構の設立(15.4)
 - －有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、事業の再生を支援
- ・産業活力再生特別措置法の抜本的改正(15.4)
 - －支援対象となる計画や、支援措置を拡充
 - －地域中小企業再生ファンドによる企業支援
- ・全都道府県に中小企業再生支援協議会を設置(15.2～10)
 - －地域の金融機関など地域の総力を結集して、中小企業の再生を支援
- ・整理回収機構(RCC)の信託・再生機能の活用
 - －「企業再編ファンドスキーム」、「中小企業再生型信託スキーム」の策定

これまでの成果

- ・産業再生機構
 - －支援決定11社(うち買取決定10社)(16.2.27現在)
- ・産業活力再生特別措置法
 - －認定計画62件(全府省庁)(16.3.1現在)
 - －大分企業支援ファンドの設立(16.1)また、静岡、茨城でも中小企業総合事業団の出資を内定(16.3)
- ・中小企業再生支援協議会
 - －再生計画策定対象263件
 - うち策定完了68件・5,209名の雇用を確保(16.3.4現在)
- ・整理回収機構(RCC)
 - －再生実施案件210件、再生候補案件204件(16.1末現在)

今後の対応

＜16年度＞

- ・「産業再生機構の一層の活用に向けた方策」の着実な推進
 - －資産査定や経営者責任の在り方についての考え方を標準化
 - －金融機関と協調して財政支援等を柔軟に実施
 - －金融機関との意思疎通の円滑化
- ・産業活力再生特別措置法の利用促進
 - －同制度の利用促進を図り、産業・金融の一体再生を促進
- ・地域中小企業再生ファンドの組成の促進
 - －中小企業再生支援協議会との連携強化
 - －本格再生まで投資先企業に対する継続的な支援を実施
- ・中小企業再生支援協議会の機能強化
 - －窓口相談、支援業務、再生計画策定後のフォローアップの充実を図るため、各協議会に常駐する専門家を増員(2名→3名)

＜17年度以降＞

- ・産業・金融の一体再生に係る所要の施策を着実に推進

産業金融の機能強化等による 中小企業等の資金調達の円滑化

4

<今後の方針>

- ◇産業金融の担い手・手法の多様化
- ◇担保や保証に過度に依存しない資金調達の促進
- ◇産業の収益力・財務基盤強化

これまでの対応

- ・「中小企業の会計」(望ましい会計のあり方)の策定
 - －中小企業の会計の質の向上を図ることによる資金調達力の強化
- ・個人保証の適正化等
 - －「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく措置の実施
 - －金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂
- ・中小企業金融のセーフティネット対策の実施・充実
- ・中小企業経営革新支援法等による企業の活性化の支援

これまでの成果

- ・中小企業の資金調達に関する判断が改善
 - －金融機関の貸出態度判断: ▲10 → ▲4 (14.12→15.12) (日銀短観)
- ・担保や保証に過度に依存しない取組の進展
 - －4大グループによる貸出実行額の目途: 15年度計1.3兆円
 - －約8割の中小・地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進
- ・中小企業金融のセーフティネット対策の実施
 - －資金繰り円滑化借換保証制度: 37万件 (16.2.27現在)
 - －セーフティネット保証制度: 32万件 (16.1末現在)
- ・中小企業経営革新支援法による企業の活性化の支援
 - －経営革新計画の承認件数: 12,703社 (16.1末現在)

今後の対応

<16年度>

- ・産業金融の担い手・手法の多様化
 - －信託業の担い手や受託可能財産範囲の拡大を図る
(「信託業法案」を今通常国会提出済)
 - －証券化支援、投資ファンド関連法制等の整備
(今通常国会に関連法案提出済)
 - －セーフティネット保証(1号)指定要件緩和などセーフティネットを拡充
- ・不動産担保主義の見直し
 - －動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直しを検討
(16年度中に関連法案提出予定)
 - －知的財産評価手法の確立等、知的財産活用の基盤整備策を検討
 - －動産等を担保として評価する等、多様な融資制度を創設
(日本政策投資銀行)

・個人保証の適正化等

- －根保証の限度額設定など個人保証の見直し
(16年度中に必要な法的措置を講ずる予定)

・中小企業経営革新支援法に基づく中小企業の経営革新の着実な推進

・がんばれ！中小企業ファンドの創設

<17年度以降>

- ・所要の施策を着実に推進